

家庭用廃食用油の回収・再資源化に向けた実証事業の実施に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）、ENEOS株式会社（以下「乙」という。）、株式会社三井住友銀行（以下「丙」という。）及び株式会社吉川油脂（以下「丁」という。）は、家庭から発生する廃食用油（以下「廃食用油」という。）の回収・再資源化に向けた実証事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、従来廃棄物として処理されてきた廃食用油を回収し再資源化することにより、持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（役割）

第2条 本事業における、甲、乙、丙及び丁の役割は、次のとおりとする。

- （1）甲の役割は、次のとおりとする。
 - ア 県民に対する本事業の幅広い周知を行う。
 - イ 回収店舗を管轄する市町村との調整を行う。
- （2）乙の役割は、次のとおりとする。

廃食用油の再資源化（乙が検討している持続可能な航空燃料等のバイオ燃料の製造）を行う。
- （3）丙の役割は、次のとおりとする。

本事業への参画を希望する事業者の取りまとめ及び連絡調整を行う。
- （4）丁の役割は、次のとおりとする。
 - ア 回収店舗に回収ボックスを設置する。
 - イ 回収ボックス内の廃食用油の引き取り及び精製処理を行い、乙に引き渡す。
 - ウ 廃食用油の再資源化を行う。
 - エ 廃食用油の回収量に関する必要な情報を記録する。

（費用負担）

第3条 本協定に基づく甲、乙、丙及び丁の活動に要する費用は、各々の負担とする。

（秘密保持）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本事業に関して他の当事者から秘密であることを明示して開示された情報並びに本事業に関して知り得た相手方の業務上、営業上及び技術上の情報のうち秘密であることが明示されている情報（以下「秘密情報」という。）を善良な管理者の注意をもって秘密に保持するとともに、本協定に定める目的以外に利用してはならないものとする。ただし、他の当事者の秘密情報について、書面により事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - （1）取得時に公知となっていた情報
 - （2）取得時に当該取得した当事者が正当に保持していた情報
 - （3）取得後に当該当事者の責によらずに公知となった情報
 - （4）当該当事者が正当な権限のある第三者から秘密保持の義務を負うことなく正当に入手した情報

（協定の見直し）

第5条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが本協定の見直しを申し出たときは、協議の上、これを行うことができる。

- 2 甲、乙、丙及び丁のいずれかに関係法令等に違反する行為があったと認められるときも、前項と同様とする。

（実施期間）

第6条 本事業の実施期間は、協定締結日から令和11年3月31日までとする。

（その他）

第7条 本協定について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、本協定の締結が、甲、乙、丙及び丁以外の者と連携し協力すること、並びに甲以外の地方公共団体等と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、各自その1通を所持する。

令和8年3月27日

甲 宮城県知事

村中嘉浩

乙 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
ENEOS株式会社 バイオ燃料部長

今朝丸研一郎

丙 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社三井住友銀行 法人戦略部長

高橋伸明

丁 栃木県佐野市飛駒町3845番地3
株式会社吉川油脂 代表取締役

吉川千福